

説明書

(令和5年8月14日作成)

(不誠実対応⑩)

児童発達支援管理責任者(宇津雅美)が吹田警察に悠生君に会いにくる約束を直前に反故にした理由として、遺族側からきつい言葉を投げかけられるか心配で、精神的・肉体的に持たないと考えたとのこと。すなわち、アルプスの森(施設長:宇津慎史)は、遺族からきつい言葉を投げかけられるのは、十分に約束を反故にする理由として成立していると考えている。

(詳細事項)

児童発達支援管理責任者(宇津雅美)が吹田警察に悠生君に会いにくる約束を直前に反故にし、無責任にも逃げた理由として、以下の記載を「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」の作成した回答書(令和5年7月7日作成)にある。

宇津及び代表者には共に持病があり、定期的な通院をしておりました(宇津は本年3月上旬から4月中旬にかけて一時生命の危険に晒され、入院していたこともありました。)

このような体調に問題のある宇津及び代表者が、清水君のご遺体に会うため吹田警察署に行った場合、そこで清水様からまたどのようなきつい言葉を投げかけられるかとても不安であり、精神的及び肉体的にもたない可能性も十分にありました。

(回答書(令和5年7月7日作成)より一部抜粋)

すなわち、遺族からきつい言葉を投げかけられることが、精神的・肉体的にもたないから、逃げ出したとのことである。

しかしながら、悠生君の行方不明になっている間も、行方不明になっている状態の解決に専念せず、通常業務を続行し、業務負担が多くなっている状態を作り出したのは、そもそもアルプスの森(施設長:宇津慎史)側である(不誠実対応⑦参照)。持病があり、それが死亡事故解決の足かせになるのであれば、死亡事故の解決に専念すべきなのに、それをしてこなかったツケを遺族に負わそうとしているに過ぎない。

さらには、「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」からの回答において、この悠生君が吹田警察署にくる日時において、個人情報に関係してくる重大な生命の危機に関する事案があったとの報告を受けている(詳細は本文章後半に記載)。児童発達支援管理責任者(宇津雅美)はその対応のため忙しくて来ることは出来ないとの説明を受けていたので(不誠実対応⑦)

参照)、内容的、精神的・肉体的にもたないから逃げ出したとの説明には無理がある。

あまりにも死亡事故を起こした責任を感じていないとしか思えない記載内容である。遺族からきつい言葉をかけられるのは耐えられないから逃げると行ったこの発想自体が異常であるし、そもそも警察署に悠生君が来る直前の電話において、遺族に対して謝罪要求をしてきたのは施設長(宇津慎史)である(以下の回答書の記載内容確認)(不誠実対応①内容)。

代表者が清水様へ謝罪要求を行ったのは、前記清水亜佳里様のご発言に対するものであり、特に命を持って償うことを要請するものであったため、これは言いすぎでは無いかと考えたことによるものです。

但し、現時点で謝罪を要請するものではございません。

(回答書(令和5年3月16日作成より一部抜粋))

宇津兄弟(宇津雅美 及び 宇津慎史)は、責任から逃げることで現実逃避できるが、遺族は大切な我が子を殺されたという現実からは逃れられない事を理解して頂く必要がある。

持病に関して記述しているが、持病に問題が有るのであれば、宇津兄弟(宇津雅美 及び 宇津慎史)は、死亡事故を起こした事の解決に専念するべく、一時、運営を停止すべきであった。実際、他の死亡事故を起こしてしまったデイサービスは一時運営を停止している。

死亡事故を起こした翌日から、何の問題もなかった様に運営を続行し、自ら業務負担を増やしておきながら、体調に関して言及したところで全く説得力がない。自己管理能力の低さを立証しているに過ぎない。

本当に体調が悪化したのであれば、これは死亡事故を起こした事実を軽く考え、経済を優先した結果であり、それこそ宇津兄弟(宇津雅美 及び 宇津慎史)の自己責任の問題である。自己責任の問題を遺族におわせているだけである。

まして本当に、アルプスの森(施設長:宇津慎史)側が説明している様に、個人情報に関係してくる重大な生命の危機に関する事案がその悠生君が吹田警察署に来た日時に起こっているのであれば(不誠実対応⑦参照)、これこそ安全管理能力不足の責任を遺族におわせようとしているだけにすぎない。

宇津兄弟(宇津雅美 及び 宇津慎史)の有するこのような致命的な責任感の欠如が、平気で多くの嘘・偽りを記載した文章を遺族に提出できるのであろうと非常に納得させられる。

実際に回答書(令和5年3月16日作成)に以下の記載があり、悠生君に会いに来ることを直前に裏切ることを如何に簡単に考えていたかが解る。

吹田警察署へ行けなかった理由は、まず当日は別の用事もある中で、夜の何時頃に吹田警察署に行けば良いのか判らなかつたという事情があります。

(回答書(令和5年3月16日作成より一部抜粋))

この別件に関し「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」に対し遺族は、以下の質問を出している。

もし当該時点において、新たな他の施設利用者の命に重大な危機が生じているのであれば、死亡事故を起こした施設がその反省をせず、施設利用を継続した事で生じた事象に陥るため、施設利用者に対しての誠意がまるでない事の証明に成り得る。従って、その場合においても現状において迫っている重大な危機に関する説明責任は他の施設利用者に対する者に対する内容も含め、必要になってくる。

(令和5年1月16日の回答書に対する質問より一部抜粋)

もし電話に出ることが出来ないくらいの別件が存在しなかつたのであれば、施設長弟は嘘をついて、吹田警察署に施設長と当該従業員が行かないように仕向けた事になるため、その行動は許されるべきではなく、重大な背任行為である。特に、15時24分の時には、施設長と当該従業員が吹田警察署に来ることに関し施設長は快諾していた。

(令和5年1月16日の回答書に対する質問より一部抜粋)

これに関し、「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」の返事は以下内容であった。

指摘される別件内容については、個人情報保護の観点からお答えすることはできません。

(回答書(令和5年3月16日作成より一部抜粋))

すなわち嘘捏造ではなく別件の要件は実際に存在し、その内容は他の施設利用者の生命に重大な危機が生じているものであるとの事である。

この場合においては、「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」の安全対策の欠如が問題であり、現在施設利用者にも同様の危機が生じている状態になる。

従って、個人情報保護の第三者への情報提供の例外規定「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」(個人情報保護法第27条第1項2号)や、「公衆衛生の向上又は児童の健全な推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意をとることが困難であるとき」(個人情報保護法第27条第1項3号)に当てはまり、個人情報保護の観点から答えられないという考え方そのものが間違っている。

そもそも同意が得られるのならば、その例外規定も関係なくなる。そのような安全対策に

おいてまともに対応しようとせず、誤った概念で対応して来たからこそ、「ひやり・ハットケース」からは何も学ばず、死亡事故を起こすまでまともな安全対策をしてこなかったのではないかと推測される。

ただし「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」の放課後デイサービスのサービス提供時間は、10時から18時、生活介護のサービス提供時間は、9時から16時、児童発達支援のサービス提供時間は10時から18時である。20時に個人情報問題となる事象が発生しているとは考えにくい。「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」側が悠生君の会いに来るのが嫌でついた嘘であるとするのが最も妥当であると思われる。これが嘘でないのであれば、「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」側が嘘でないことを立証する必要がある。

何にせよ死亡事故を起こした責任のある人物が、遺族から「きつい言葉」を投げかけられることを危惧したため、遺族との約束を一方向的に破り、嘘をついてまでも逃亡しても良いとする考え方が理解できない。